

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
個人情報保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号）第45条第1項の規定に基づき、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が周南市から受けている出資等の公共性にかんがみ、本会の保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得るものをいう。
- (2) 保有個人情報 本会の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、本会の役職員が組織的に利用するものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、文書等（社会福祉法人周南市社会福祉協議会情報公開規程（平成17年1月21日周南社協規程第64号）第2条第1項に規定する文書等をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (3) この規程において、「保有個人情報の開示」とは、文書、図画、又は写真を閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録をその種別、情報化の進展状況を勘案して本会会長（以下「会長」という。）が別に定める方法により公開することをいう。

一部改正（平成27年12月25日）

(責務)

第3条 会長は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(国及び地方公共団体等への要請)

第4条 会長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に対して協力を求めるものとする。

(取扱いの一般的制限)

第5条 会長は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令の規定に定めがある場合、又は会長が個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために相当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

(収集の制限)

第6条 会長は、個人情報を収集するときは、あらかじめ業務の内容と収集目的を明確にし、その所掌する事務に必要な範囲で行わなければならない。

2 会長は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 会長は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
- (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために相当な理由があると認めるとき。

4 法令の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、前項第1号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(適正な維持管理)

第7条 会長は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 会長は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

3 会長は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存される保有個人情報については、この限りでない。

4 会長は、前項の規定により保有個人情報を廃棄又は消去するときは、最大の配慮をもって確実にこれを行い、保有個人情報の漏えいを防止しなければならない。

(役職員の義務)

第8条 本会の役職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委託に伴う措置等)

第9条 会長は、個人情報の取扱いを伴う事務を本会以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 会長から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、当該受託事務において個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の受託事務に従事している者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(利用及び提供の制限)

第10条 会長は、保有個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために本会内において当該保有個人情報を利用し、又は本会以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めのあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。

(5) 国、県及び地方公共団体に提供する場合で、個人情報取扱事務に必要な限度で使用し、かつ、使用するために相当な理由が認められ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、会長が必要があると認めたとき。

2 会長は、法令に特別の定めがあるとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（以下「オンライン結合」という。）により保有個人情報を会長以外のものに提供してはならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第11条 会長は、前条第1項の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(開示請求権者)

第12条 何人も、この規程の定めるところにより、会長に対し、本会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は、本人に代わって前項の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第13条 開示請求をしようとする者は、会長に対して、保有個人情報開示請求書（別記第1号様式。以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

2 開示請求をしようとする者は、会長に対して、当該開示請求をしようとする者が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は前条第2項で規定する法定代理人であることを確認するために必要な書類で会長が定めるものを提供し、又は提示しなければならない。

3 会長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第14条 会長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第12条第2項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号及び第21条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することで特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が本会及び公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、周南市土地開発公社の役員及び職員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の役職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、本会及び公務員等の役職員

の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（本会及び公務員等の役職員の氏名に係る部分を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）

- (2) 法人その他の団体（本会、国、独立行政法人等、地方公共団体、周南市土地開発公社及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報
- (4) 本会及び国等（国、独立行政法人等、地方公共団体、周南市土地開発公社及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 本会又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本会又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
- (6) 法令等の定めるところにより、又は本会が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

（保有個人情報の部分開示）

第15条 会長は、開示請求に係る保有個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、これらの部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離により開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、前条各号に該当する情報に係る部分以外の部分について、当該保有個人情報の開示をしなければならない。ただし、当該部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができることとなるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第16条 会長は、開示請求に係る当該保有個人情報に不開示情報(第14条第6号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、会長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 会長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨保有個人情報開示決定通知書(別記第2号様式)又は保有個人情報一部開示決定通知書(別記第3号様式)により通知しなければならない。

2 会長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、速やかにその旨を保有個人情報不開示決定通知書(別記第4号様式)により通知しなければならない。

3 会長は、第1項の規定による保有個人情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその決定理由を付記しなければならない。この場合において、期間の経過により、その決定理由がなくなることが明らかであるときは、その時期をあらかじめ明記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 開示決定及び不開示決定(以下「開示決定等」という。)は開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 会長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、開示請求があった日から起算して60日(第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。以下次条において同じ。)を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、会長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を保有個

個人情報開示決定期間延長通知書（別記第5号様式）により通知しなければならない。

- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に会長が開示決定をしないときには、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。

（開示決定等の期限の特例）

第20条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、当該開示請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、当該開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、会長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した保有個人情報開示決定等の期限特例通知書（別記第6号様式）により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 開示請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

- 3 第1項第2号の期限までに、会長が同号に規定する残りの保有個人情報について開示決定等を行わないときは、開示請求者は、当該残りの保有個人情報について不開示決定があつたものとみなすことができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条 会長は、開示決定等を行う場合において、開示請求に係る保有個人情報に本会及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該情報に係る第三者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の表示等を意見照会書（別記第7号様式）により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 会長は、開示決定をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、当該各号の第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示等を意見照会書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第14条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。

- 3 会長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を示した意見書を提出した場合において、当該保有個人情

報について開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示の実施をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、会長は、当該開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示の実施をする日を保有個人情報開示決定に係る通知書（別記第8号様式）により通知しなければならない。

（費用負担）

第22条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 この規程の規定による保有個人情報の写しの交付を行う場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。ただし、会長は、特別の理由があると認めた場合は、当該費用の負担を免除することができる。

（訂正請求権）

第23条 何人も、開示請求により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が事実と合致していないと認めるときは、会長に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 法定代理人は、本人に代わって前項の規定による当該保有個人情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第24条 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報を保有している会長に対して、保有個人情報訂正請求書（別記第9号様式。以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。

- 2 訂正請求をしようとする者は、会長に対して、当該訂正請求をしようとする者が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又は前条第2項で規定する法定代理人であることを確認するために必要な書類で会長が別に定めるものを提供し、又は提示しなければならない。
- 3 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 4 会長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会長は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（保有個人情報の訂正義務）

第25条 会長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する決定等）

第26条 会長は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正するときは、その旨の決定をし、

訂正請求者に対し、その旨を保有個人情報訂正決定通知書（別記第10号様式）により通知しなければならない。

2 会長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を保有個人情報訂正不承認決定通知書（別記第11号様式）により通知しなければならない。

3 会長は、訂正請求があったときは、当該請求に対する決定をするまでの間、当該保有個人情報の利用又は提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止することにより、公務の執行に著しい支障が生ずると認められる場合は、この限りでない。
（訂正決定等の期限）

第27条 会長は、前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）を訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第24条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 会長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、訂正請求があった日から起算して60日（第24条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。次条において同じ。）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、会長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を保有個人情報訂正決定期間延長通知書（別記第12号様式）により通知しなければならない。
（訂正決定等の期限の特例）

第28条 訂正請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、当該訂正請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、会長は当該訂正請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、会長は、同条第1項に規定する期間内に訂正請求者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した保有個人情報訂正決定等の期限特例通知書（別記第13号様式）により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について訂正決定等を行う期限

（保有個人情報の提供先への通知）

第29条 会長は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をし、かつ、当該保有個人情報の提供先がある場合において、必要があると認めるときは、遅滞なく、提供先に対しその旨を保有個人情報訂正通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

（利用停止請求権）

第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認

めるときは、当該保有個人情報を保有する会長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第5条の規定に違反して保有されているとき、第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき又は第10条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 法定代理人は、本人に代わって前項の規定による当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第31条 利用停止請求をしようとする者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報を保有している会長に対して、保有個人情報利用停止請求書（別記第15号様式。以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

2 利用停止請求をしようとする者は、会長に対して、当該利用停止請求をしようとする者が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は前条第2項で規定する法定代理人であることを確認するために必要な書類で会長が定めるものを提供し、又は提示しなければならない。

3 会長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会長は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の利用停止義務）

第32条 会長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用を停止することにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する決定等）

第33条 会長は、利用停止請求に係る当該保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を保有個人情報利用停止決定通知書（別記第16号様式）により通知しなければならない。

2 会長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を保有個人情報利用停止不承認決定通知書（別

記第17号様式)により通知しなければならない。

- 3 会長は、利用停止請求があったときは、当該請求に対する決定をするまでの間、当該保有個人情報の利用又は提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止することにより、公務の執行に著しい支障が生ずると認められる場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の期限)

第34条 会長は、前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)を利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 会長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止請求があった日から起算して60日(第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。次条において同じ。)を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、会長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を保有個人情報利用停止決定期間延長通知書(別記第18号様式)により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第35条 利用停止請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、当該利用停止請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて利用停止決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、会長は当該利用停止請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に利用停止決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、会長は、同条第1項に規定する期間内に利用停止請求者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した保有個人情報利用停止等の期限特例通知書(別記第19号様式)により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について利用停止決定等をする期限

(他制度との調整)

第36条 法令等の規定により、情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている場合における当該情報の閲覧及び縦覧並びに写しの交付又は保有個人情報を訂正又は利用停止するための手續が定められているときの保有個人情報の取扱いについては、当該法令等の定めるところによる。

(異議の申出等)

第37条 開示決定等について不服があるものは、開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、会長に対し、異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

- 2 異議申出は、会長に異議申出書（別記第20号様式）を提出して行わなければならない。
- 3 会長は、異議申出があったときは、遅滞なく、周南市長と協議し、異議申出回答書（別記第21号様式）により回答を行うものとする。
- 4 会長は、周南市長との協議が終了した日の翌日から起算して30日以内に異議申出をしたものに理由を付して回答しなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を延長することができる。

（周南市長への説明等）

第38条 会長は、周南市長から協議を行うために必要と認める文書等の閲覧、本会の役員に対する意見聴取等を求められた場合は、これらに応じるものとする。

（苦情の処理）

第39条 会長は、本会における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（周南市長による指導等）

第40条 会長は、この規程の実施に関し必要があるときは、周南市長に対し、指導、助言等を求めるものとする。

（委任）

第41条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成17年1月21日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。